

自動交付機は10月13日でサービス終了 —これからはコンビニで交付に—

10月30日から開始する証明書のコンビニ交付サービスに伴い、10月13日をもって市内3カ所に設置されている証明書自動交付機のサービスを終了します。

なお、コンビニ交付サービスには住民基本台帳カードが必要です。10月31日までは同カードの交付手数料は無料です。ぜひこの機会にご利用ください。

税務証明書を 時間外交付します

税務証明書は11月13日からコンビニ交付サービスが始まりますので、それまでの間は税務課の窓口で電話予約による税務証明書の時間外交付を行います。

時間外交付期間

10月14日(火)～11月12日(水)
月～金：午後5時15分～7時
土日祝：午前9時～正午

場所

税務課(市役所2階)

交付できる証明書

- 所得証明書
- 所得課税証明書
- 課税証明書

利用できる方

高山市に住民登録があり、住民基本台帳カードをお持ちの方

利用方法

- ① 平日の午前8時30分～午後5時15分までの間に税務課へ電話で予約
- ② ご希望の受け取り日時に住民基本台帳カードを持参のうえ税務課窓口へ

問合先
市民課 ☎35-33496

問合先
税務課 ☎35-3136

各分野の専門家による行政相談を行います

一日合同行政相談所は10月23日

行政に関する意見・要望を受け付け、その解決を図る「行政相談」を、国や県、弁護士会、司法書士会、税理士会などのご協力を得て「一日合同行政相談所」として開設します。

◆ 贈与税や相続税はどれくらいかかるの？

◆ 多重債務で困っている。

◆ 近隣のトラブルで困っている。

◆ 家の登記名義が亡くなった祖父のまま。名義変更の手続きは？

◆ 贈与税や相続税はどれくらいかかるの？

◆ 多重債務で困っている。

◆ 近隣のトラブルで困っている。

◆ 家の登記名義が亡くなった祖父のまま。名義変更の手続きは？

期日 10月23日(木)

時間 午前11時～午後3時
(受付は午後2時30分まで・先着順)

場所 市役所地下市民ホール
(花岡町2)

問合先
岐阜行政評価事務所
☎058-246-1100
総務課 ☎35-31333



申請はお済みですか？

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑みるとともに、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」と「子育て世帯臨時特例給付金」の支給を実施中です。

申請期限は平成27年1月23日(金)で、対象となる可能性がある方には、すでに申請書を郵送していますので、できるだけ早めに申請いただくようお願いします。

なお、申請受付期間内に申請いただけなかった場合、これらの給付金の受給をご辞退されたものとみなしますので、必ず申請受付期間内に手続きをお願いします。

◆申請手続きにあたって◆

ご自宅に郵送された申請書への押印(署名)、本人確認書類(運転免許証や顔写真付きの住民基本台帳カード、保険証などの写し)、振込先金融機関口座確認書類(通帳などの写し)などの添付が必要となりますので、申請書や同封書類をよくご確認のうえ手続きください。

申請書に不備があった場合は審査手続きができませんので、郵送で申請される場合は特にご注意ください。

問合先
臨時福祉給付金担当 ☎35-3357
子育て世帯臨時特例給付金担当 ☎35-3359